

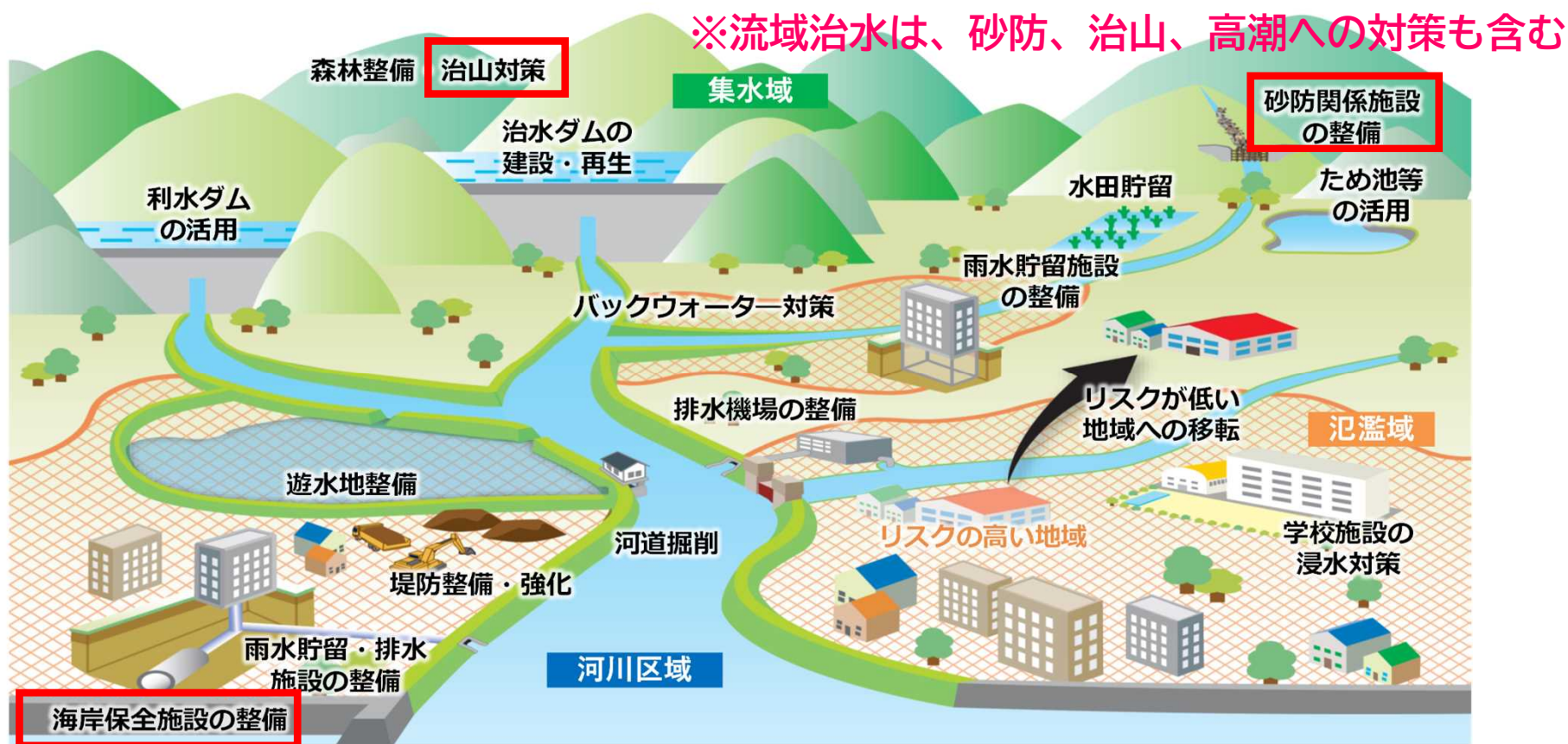
国の流域治水の取組み

国の流域治水の取組み

「流域治水」とは

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方

兵庫県では国、県、市町、県民が連携し、総合治水の取組みに土砂災害対策・津波・海岸高潮対策を加えた流域治水を推進している



国の流域治水の取組み

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考えです。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域

[国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

総合治水との 主な相違点

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
 住まい方の工夫
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

氾濫域
 浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全

③被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化



②被害対象を減少させるための対策 ～土地利用規制、誘導、移転促進～

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成**

（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

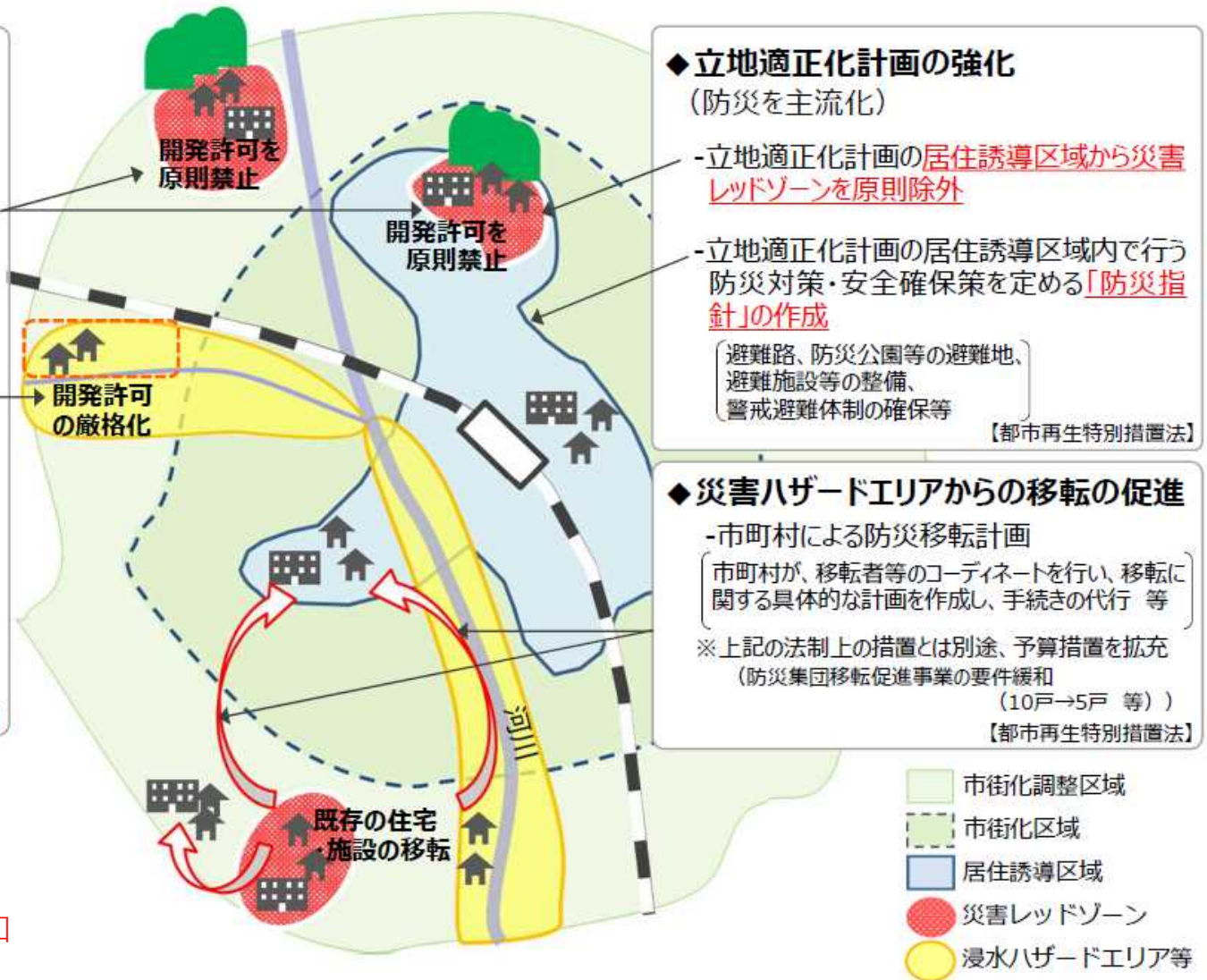
◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転計画**

（市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等）

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】



R3年に浸水被害防止区域が追加

国の流域治水の取り組み ～特定都市河川の概要～

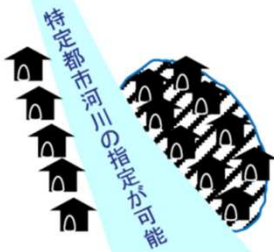
- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- 今後、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る。

特定都市河川の指定の指定対象

- ・ 都市部を流れる河川（市街化区域、役場等の重要施設が立地する区域、家屋が連坦する地域の中心部・その他流域内の人口・資産が集積した区域）
- ・ 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ（水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川）

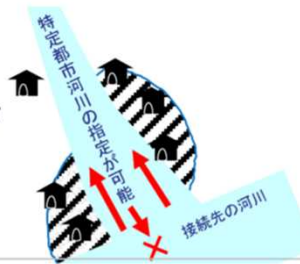
市街化の進展

市街化の進展が著しく、
家屋連坦等により
河道拡幅が困難な河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや
接続先の河川への排水制限が
想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等
のため河道整備が困難又は
海面潮位等の影響により排水
が困難な河川



法的枠組みを活用した流域治水の推進

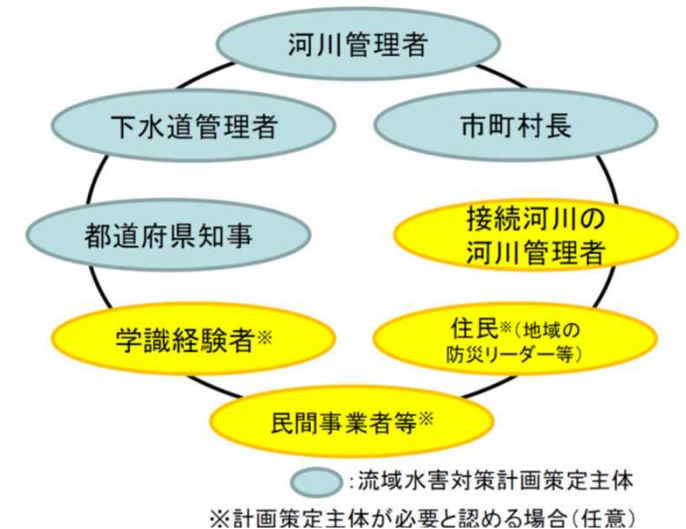
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策実施

流域水害対策計画の策定

- ・ 国管理区間あり：大臣指定
国管理区間なし：知事指定
- ・ 構成員：河川管理者、下水道管理者、
都道府県、市町村等
- ・ 国管理区間あり：設置必須
国管理区間なし：設置任意
- ・ 洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20～30年の
間に実施する取組みを定める。

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



国の流域治水の取り組み ～特定都市河川の概要～

特定都市河川法の制度・施策の概要

遊水地・排水機場等の整備の加速

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**予算を重点化**

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

公共・民間による雨水貯留施設の整備促進

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設
 - ・対象：民間事業者等
 - ・規模要件： $\geq 30\text{m}^3$
(条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能)
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与が可能
 - ・対象：地方公共団体



雨水浸透阻害行為への対策の義務づけによる雨水流出抑制の推進

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付け**

- ・対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる。

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・埋立等の行為の**事前届出を義務化**

水害リスクを踏まえたまちづくりの推進

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる。

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

国の流域治水の取り組み ～特定都市河川の概要～

令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要より抜粋

1. 流域治水

新規事項

流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域治水の深化

- 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。
 - 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。
- ※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

背景・課題

- 近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。
- このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。



新規事項

- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。
※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加
 対象：都道府県
 拡充内容：令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援
- 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R5継続)
 (併せて取り組む事項)
 ○ 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間に於ける特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。
〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ)〉

対策区分	河川	実施主体	工程						
			R5	R6	R7	R8	R9~		
特定都市河川の指定・流域水害対策計画の策定	A川	国、A県関係20市町	合意形成	指定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定
	B川	A県関係12市町村			計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定
	C川	B県関係5市町村				計画策定	計画策定	計画策定	計画策定

注：R5～R9は、流域水害対策計画の策定工程を示す。R5～R9は、流域水害対策計画の策定工程を示す。

国の流域治水の取り組み ～特定都市河川の概要～

特定都市河川流域の指定状況（R5.10.1時点）

特定都市河川は、全国で18水系253河川が指定されています。（下図：令和5年10月1日時点）

